

議案（2）

「江南市地域公共交通会議検討部会」の位置づけの変更について

1. 経緯

これまで平成 30 年 3 月に策定した「江南市における地域公共交通の基本的な考え方」に基づき、公共交通政策を進めてきましたが、市民の生活様式が多様化する中で、利用実態にも変化がみられるため、令和 7 年度から地域公共交通計画を策定していきます。地域公共交通計画の策定に伴い、江南市地域公共交通会議が法定協議会に格上げされることから、当検討部会の位置づけも変わることになりました。

2. 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割を果たすものであり、国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成していくものである。

地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるものであり、全ての地方公共団体において、計画の作成や実施は「努力義務」として定められている。

（引用：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」）

3. 「江南市地域公共交通会議検討部会」の位置づけについて

地域公共交通会議が法定協議会に格上げされるにあたり、地域公共交通会議検討部会の位置づけについて、以下の対応とします。

会議名	江南市地域公共交通会議 (→法定協議会へ)	江南市地域公共交通会議検討部会
組織体制	現行の設置要綱を廃止し、市が主宰する外部協議会として改組 設置根拠は、規約により規定	現行の設置要領を廃止し、市が主宰する外部協議会として江南市地域公共交通会議検討部会を改組 設置根拠は、規約により規定
規約等の整備	「江南市地域公共交通会議規約」策定	「江南市地域公共交通会議検討部会規約」策定

※地域公共交通会議が法定協議会になるにあたり、市が主宰する外部協議会として改組するため、現行の設置要綱を廃止することに伴い、地域公共交通会議検討部会の設置要領もあわせて廃止し、新たに規約により設置根拠を規定します。

地域公共交通会議検討部会の位置づけとしては、法定協議会の専門部会として、市が主宰する外部協議会に変わりますが、委員の皆さんには、継続して委員をお務めいただきますのでよろしくお願いいたします。